

図書館の自由

佐藤 眞一（東京都立中央図書館，
 JLA図書館の自由委員会）

1 「図書館の自由」とは何か

◆ 図書館の「自由」

「自由」とは

自由 知的自由 intellectual freedom，読書の自由 the freedom to read

自由の女神 Statue of liberty

独立 裁判官の独立 independence of judges

日本国憲法第76条3項 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

◆ 「図書館の自由に関する宣言」（以下、「宣言」）

1954年5月 全国図書館大会及び総会で宣言（主文のみ）を採択

1973年10月 全国図書館大会で宣言再確認の決議を採択

1974年11月 「図書館の自由に関する調査委員会」の設置承認

1975年3月 「図書館の自由に関する調査委員会」が活動開始

1979年5月 総会で宣言1979年改訂を採択

○ 「宣言」1979年改訂対照表

1954年採択	1979年改訂（主文）
<p>基本的人権の<u>一つ</u>として、「知る自由」をもつ<u>民衆</u>に、資料と施設を提供することは、<u>図書館のもっとも重要な任務</u>である。</p> <p><u>図書館のこのような任務</u>を果すため、<u>我々図書館人</u>は次のことを確認し実践する。</p> <p><u>1</u> 図書館は資料収集の自由を有する。 <u>2</u> 図書館は資料提供の自由を有する。 <u>3</u> 図書館はすべての<u>不当な検閲</u>に反対する。</p> <p>図書館の自由が侵される<u>時</u>、<u>我々</u>は団結してあくまで自由を守る。</p>	<p><u>図書館は、基本的人権の<u>ひとつ</u>として知る自由をもつ<u>国民</u>に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な<u>任務とする</u>。</u></p> <p>この任務を果たすため、<u>図書館</u>は次のことを確認し実践する。</p> <p><u>第1</u> 図書館は資料収集の自由を有する。 <u>第2</u> 図書館は資料提供の自由を有する。 <u>第3</u> <u>図書館は利用者の秘密を守る</u>。 <u>第4</u> 図書館はすべての検閲に反対する。 <u>図書館の自由が侵される<u>とき</u>、<u>われわれ</u>は団結して、あくまで自由を守る。</u></p>

「宣言（1979年改訂）」の特徴

- ・宣言の基礎を、日本国憲法（国民）に置いた。
- ・利用者のプライバシー保護を、主文のひとつに位置づけた。
- ・副文を採択した。
- ・主語を「図書館人」から「図書館」に変更した。

◇ 「図書館員の倫理綱領」（以下、「倫理綱領」）

1970年1月 「図書館員の問題調査研究委員会」を設置

1974年11月 全国図書館大会で倫理綱領制定を申し入れる決議

1980年6月 総会で倫理綱領の制定を採択

○ 「倫理綱領」（主文）

この倫理綱領は、「図書館の自由に関する宣言」によって示された図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範である。

（図書館員の基本的態度）

第1 図書館員は、社会の期待と利用者の要求を基本的なよりどころとして職務を遂行する。

（利用者に対する責任）

第2 図書館員は利用者を差別しない。

第3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない。

（資料に対する責任）

第4 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる。

第5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。

（研修につとめる責任）

第6 図書館員は個人的、集団的に、不断の研修につとめる。

（組織体の一員として）

第7 図書館員は、自館の運営方針や奉仕計画の策定に積極的に参画する。

第8 図書館員は、相互の協力を密にして、集団としての専門的能力の向上につとめる。

第9 図書館員は、図書館奉仕のため適正な労働条件の確保につとめる。

（図書館間の協力）

第10 図書館員は図書館間の理解と協力につとめる。

（文化創造への寄与）

第11 図書館員は住民や他団体とも協力して、社会の文化環境の醸成につとめる。

第12 図書館員は、読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようつとめる。

「倫理綱領」の特徴

- ・図書館員の（専門職としての）自律的規範（車の両輪）
- ・主語は「図書館員」

- ・(専門職としての不断の) **研修の責任**
- ・宣言とは相補的役割

◆ 「自由宣言」解説

【前文】

- ・国民に対する約束
- ・倫理綱領との関係 (前述)
- ・知る自由と図書館の自由
日本国憲法には直接「知る自由」と記されていない
第13条(個人の尊重)、第19条(思想及び良心の自由)、第20条(信教の自由)、第21条(表現の自由)、第23条(学問の自由)
- ・知る自由と情報公開 図書館が情報公開の積極的担い手に
- ・自らの責任にもとづき
- ・公平な権利 日本国憲法(+内国民待遇)
- ・すべての図書館 すべての館種・サービスで

【資料収集の自由】

- ・あらゆる資料要求にこたえる
- ・資料費の確保と相互協力
- ・収集方針 収集方針の策定と公開
蔵書構成方針(standard)と選定基準(criteria)、除籍基準
- ・学校図書館、大学図書館における収集の自由

【資料提供の自由】

- ・提供の自由とその制限
正当な理由がないかぎり提供することが原則
<制限する場合でも>
極力限定して適用 より制限的でない手段 less restrictive alternative
時期を経て再検討
- ・人権またはプライバシーの侵害 「明白かつ現在の危険」の原則
特定個人に関する情報
差別的表現は制限の対象外
司法による人権侵害認定とは独自に判断
- ・わいせつ出版物 判決が確定
わいせつの概念は時代により変化する
「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」
(児童ポルノ法) 1999年制定、2004年、2014年改正
- ・寄贈または寄託資料と行政文書 非公刊資料
- ・子どもへの資料提供
有害図書への配慮責任 父母または法定保護者

- ・資料の保存
船橋市西図書館の蔵書廃棄事件
- ・施設の提供
公平な提供とは
- ・資料提供の自由と著作権
著作権法改正 障害者差別解消法
- ・公貸権
- ・著作権侵害が裁判で確定した図書館資料の取扱い
司法による著作権侵害認定とは独自に判断

【利用者の秘密】

→「デジタル環境下における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン（案）」 資料1
<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/762/Default.aspx>

- ・読書事実
内面の自由
- ・読書傾向
→思想調査
- ・貸出記録の保護
- ・利用事実
利用事実があれば読書事実について捜索差押許可状の請求要件を満たす。
- ・外部とは
公立図書館と設置自治体 学校と学校図書館、大学と大学図書館、企業と企業内図書館
クラウドの利用、外部サイトの利用
- ・法令との関係
個人情報保護法制
- ・守秘義務の及ぶ範囲
職員問題 運営形態

【検閲】

- ・図書館と検閲
- ・検閲と同様の効果をもたらすもの
- ・図書館における自己規制
- ・インターネットと図書館
フィルタリング

【後文】

- ・国民の支持と協力
啓発活動
- ・不利益処分の救済
- ・日本図書館協会の責務

◆ 「宣言」展示パネル（全13枚） 資料2、3

- ①何でも読める・自由に読める
- ②日本図書館協会の普及活動
- ③検閲と思想善導
- ④自主規制をのりこえるきっかけになった事件
- ⑤資料提供の自由を守る — 人権と差別
- ⑥資料提供の自由を守る — 少年事件報道 制限から提供へ
- ⑦資料提供の自由を守る — 青少年条例と有害図書規制
- ⑧子どもたちの読書の自由
- ⑨利用者の秘密を守る
- ⑩フィクションの中で誤解される図書館像
- ⑪公立図書館に対し公平で中立的なサービスを求める裁判
- ⑫条例や規程に見る図書館の自由の精神
- ⑬最近の話題

◆ 論点

- ◎論争的資料に対して、組織としてどう対応するか
- ・あらゆる資料要求にこたえる
 - ・個人ではなく、組織で対応
 - ・収集方針（選定基準）及び提供方針の整備と公開
 - ・より制限的でない手段 less restrictive alternative
人権またはプライバシーの侵害／わいせつ出版物／寄贈または寄託資料と行政文書／
子どもへの資料提供／著作権侵害
 - ・検閲と同様の効果をもたらすもの／図書館における自己規制

検討の三原則（名古屋市）

- ① 問題が発生した場合には、職制判断によって処理することなく、全職員によって検討する。
- ② 図書館員が、制約された状況の中で判断するのではなく、市民の広範な意見を聞く。
- ③ とりわけ人権侵害にかかわる問題については、偏見と予断にとらわれないよう、問題の当事者の意見を聞く。

◎「図書館の自由」を日々の業務の中で実践するには、どのような取組・工夫が必要か

- ・要綱等の整備
 - ・検討・議論・確認の場の設置（委員会・研修・OJT）
cf. 名古屋市図書館の自由問題検討委員会
 - ・記録と情報の共有化（図書館内外）
- 日本図書館協会 HP（図書館の自由委員会ページ）

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/182/Default.aspx>

- ・住民の支持と協力

2 グループ演習

ケーススタディにより自館での対応について考え、グループでの討議結果を発表する。